

甘木駅周辺整備基本構想策定会議会則

(設置)

第1条 甘木駅周辺における利便性向上や広域拠点に相応しい空間形成及び新たな賑わい創出に向けた方策をまとめた「甘木駅周辺整備基本構想」を策定するため、「甘木駅周辺整備基本構想策定会議」（以下「策定会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 甘木駅周辺の現状における課題に関すること。
- (2) 甘木駅周辺整備に対する希望に関すること。
- (3) 甘木駅周辺の整備案に関すること。
- (4) 甘木駅周辺整備後の活用方策に関すること。
- (5) その他甘木駅周辺のまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 策定会議の委員は、次の各号に掲げる基準により選出する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 利用者代表
- (4) 農業団体
- (5) 商工団体
- (6) 交通事業者
- (7) 観光団体
- (8) 地元企業
- (9) 関係行政機関
- (10) 朝倉市職員
- (11) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、甘木駅周辺整備基本構想の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 策定会議に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 策定会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、策定会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 甘木駅周辺整備基本構想策定に資するため、会議に部会を置くことができる。

(甘木駅周辺整備基本コンセプト検討部会)

第7条 甘木駅周辺整備基本構想の基本コンセプトについて調査、検討するため、

「甘木駅周辺整備基本コンセプト検討部会」(以下「検討部会」という。)を置く。

2 検討部会の会員の任期は、甘木駅周辺整備基本構想の策定が完了するまでとする。

(甘木駅周辺活用検討部会)

第7条の2 甘木駅周辺の活用を調査、検討するため、「甘木駅周辺活用検討部会」

(以下「活用部会」という。)を置く。

2 活用部会の会員の任期は、甘木駅周辺整備基本構想の策定が完了するまでとする。

(甘木駅周辺交通専門部会)

第7条の3 甘木駅周辺の整備ゾーニング案について、専門的に調査、検討するため、

「甘木駅周辺交通専門部会」(以下「交通部会」という。)を置く。

2 交通部会の会員は、次の各号に掲げる基準により選出する。

(1) 交通事業者

(2) 関係行政機関

3 交通部会の会員の任期は、甘木駅周辺整備基本構想の策定が完了するまでとする。

(会議の公開等)

第8条 策定会議、部会及びこれに係る資料は、原則として公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長または部会長は、出席会員の過半数の議決を経て、非公開とすることができる。

2 策定会議または部会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿にその住所及び氏名を記載しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、策定会議及び部会を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他傍聴をさせることが不適當と認められる者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) その他議事の妨害となる行為をしないこと。

5 会長または部会長は、傍聴人が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、退場を命じることができる。

(庶務)

第9条 策定会議及び部会の庶務は、朝倉市都市建設部都市政策課において処理する。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が策定会議に諮り別に定める。

附 則

この会則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年11月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年2月9日から施行する。